

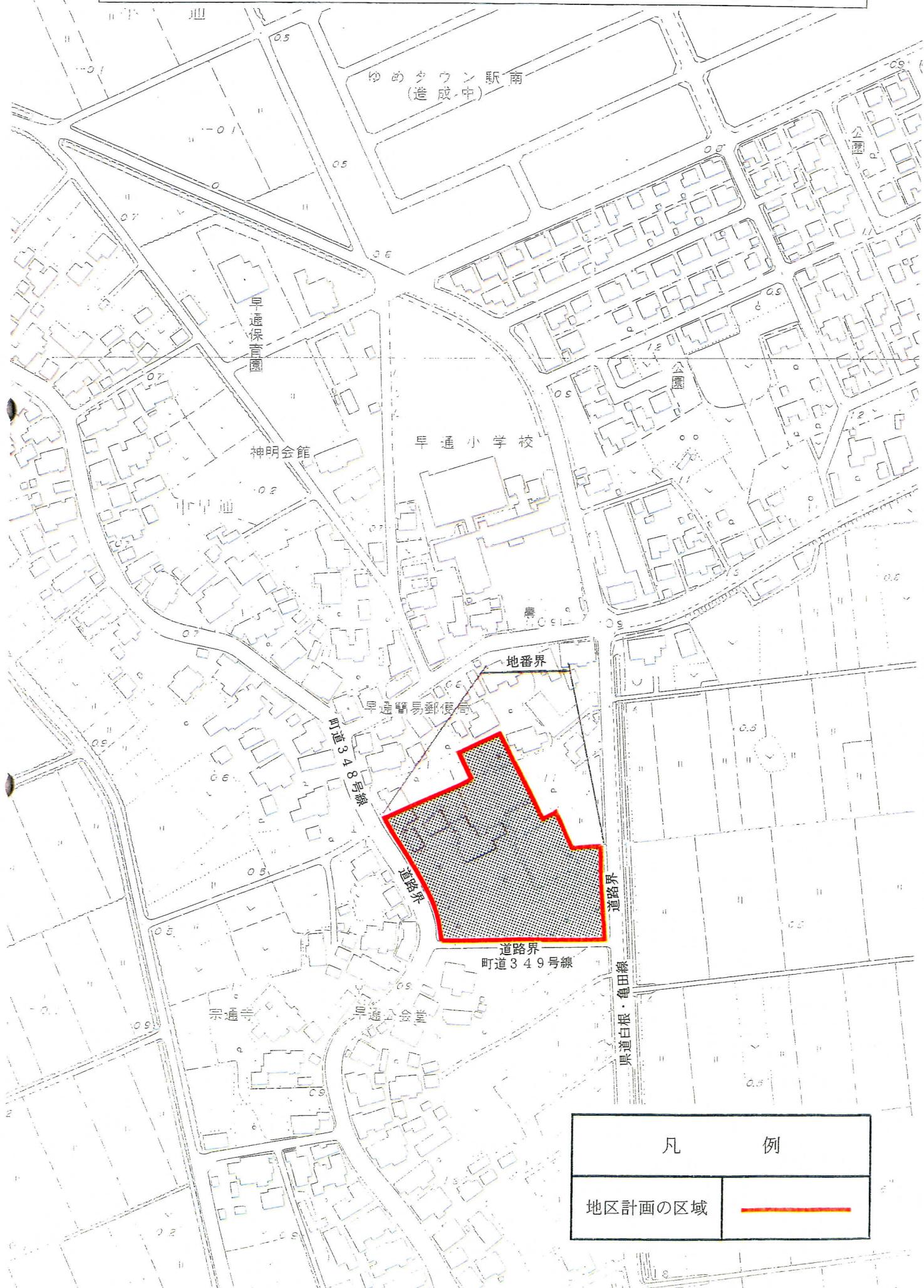
新潟都市計画地区計画の決定

(亀田町決定)

都市計画 早通かきの木通り地区地区計画を次のように決定する。

名 称	早通かきの木通り地区地区計画	
位 置	亀田町大字早通字東郷 1841,字新通 2417 番 4,字中東 2420 番 1	
面 積	0.8ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	周辺の既存農家住宅や自然環境、並びに景観と調和したゆとりある田園居住環境の維持・保全を図るとともに、区画の住民による地区計画区域を含んだ周辺地域のためのまちづくりを行う。
	土地利用の方針	既存の樹木や自然環境を最大限に利用しながら、良好な住環境における戸建住宅を主体とした一団の住宅地を形成する。
	建築物等の整備の方針	自然環境及び周辺の既存集落と調和した良好な田園居住環境の維持・保全のため、建築物の用途、建築物の最低敷地面積、建築物の高さ、壁面の位置及びかき又はさくの構造等について適正な規制誘導を行う。
地区整備計画	建築物等の用途制限	建築することができる建築物 建築基準法別表第 2 (ろ) 項に掲げるもの。
	敷地面積の敷地面積の最低限度	165 平方メートル
	建築物の高さの制限 (地盤面からの高さによる)	1. 10 メートルを超えてはならない。 2. 北側斜線 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 7 メートルを加えたものとする。
	壁面の位置の制限	道路及び敷地境界線から 1 メートル ただし、壁のない構造物で、柱のみで構成する建築物（カーポート・自転車置き場）等は、0.5 メートル
	かき又はさくの構造及び高さの制限 (高さは道路面からの高さによる)	高さは 1 メートル以下のものとし、0.6 メートルを超える部分については、透視可能なものとする。 ただし、植栽・生垣はこの限りではない。

早通かきの木通り地区地区計画 計画図 1/2,500



早通かきの木通り地区地区計画 計画図 1/2,500

